

少年院仮退院者については、犯罪被害者等から聴取した意見等を踏まえ、より一層適切に特別遵守事項を設定している。

【施策番号89】

ウ 法務省においては、保護観察対象者に対して、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、以下のとおり個別指導を実施している。

- 〈1〉 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。
- 〈2〉 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況等）を理解させる。
- 〈3〉 犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対し

て、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させる。

- 〈4〉 具体的なしよく罪計画を策定させる。

【施策番号90】

エ P23「4 家庭教育支援チーム」参照

家庭教育支援チームによる親子参加行事



提供：文部科学省

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

【施策番号91】

ア 警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じた犯罪被害者支援に関する必要な知識について教育しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対して、犯罪被害者支援や被害者カウンセリング技術など、個別の犯罪被害者支援に関する教育、研修の機会を設けている。

特に、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者・遺族等による講演会、支援の現場で被害者に向き合い被害者の心情に関する共感と造詣が深い警察官や部外有識者による講演会、犯罪被害者支援担当者による体験記の配布等を実施している。また、警察本部犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領につい

ての教育など、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育の充実を図っている。

【施策番号92】

イ 法務省においては、矯正施設・更生保護官署における研修の充実を図っている（P76【施策番号140】参照）。

法務省においては、検察官、検察事務官、被害者支援員に対する研修の中で、犯罪被害者支援等をテーマにした講義を実施しているほか、検察官に市民感覚を学ばせるために実施している公益的活動を行う民間団体及び民間企業に検察官を派遣する制度を活用し、検察官を被害者支援団体等に派遣したり、検察幹部が参加する各種会議等において犯罪被害者等の心情を理解し、適切な対応に努めるよう指示するなどし、職員の対応の向上に努めている。

【施策番号93】

ウ 上記【施策番号92】参照

【施策番号94】

エ 法務省においては、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施している。

【施策番号95】

オ 法務省においては、副検事に対する研修の中で、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び遺族の立場等への理解を深めるための講義を実施している。

【施策番号96】

カ 「PTSD 対策専門研修会」については、P45 **【施策番号35】** 参照

また、厚生労働科学研究では、平成17年度から「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行い、23年度からは、「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」を行い、「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン」を作成した。

「思春期精神保健対策専門研修」については、P48 **【施策番号44】** 参照

【施策番号97】

キ 看護教育においては、「看護教育の内容と方法に関する検討会」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001316y.html>)において、保健師及び助産師の基礎教育の内容の見直しを行い、平成23年度から卒業時の到達目標として性犯罪等の予防と被害相談者への対応と支援についての項目を設定し、強化しているところである。

【施策番号98】

ク 厚生労働省においては、犯罪被害者等を含め、地域住民への適切な対応を図るため、民生委員が相談援助活動を行う上で必要不可欠となる守秘義務の遵守等の知識と技術を修得するための研修を実施する都道府県等に対する支援を行っている。さらに、民生委員の全国組織である「全国民生

委員児童委員連合会」では、標準的な研修カリキュラムを定め、各地域において研修の充実が図られるよう、その普及を図っている。

【施策番号99】

ケ 厚生労働省においては、全国婦人保護施設長等連絡協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図るほか、配偶者からの暴力被害女性や人身取引の被害女性等を一時保護する各都道府県に設置された婦人相談所において、適切な対応を実施するため、職員に対する研修を、毎年、厚生労働省の主催において行うとともに、各都道府県において実施する専門的な研修等に係る費用を補助している。

さらに、児童相談所職員等への研修の支援を行っており、都道府県において、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等で配偶者からの暴力被害者等の支援を行う職員を対象に、専門研修を実施している。

○ 海上保安庁においては、基本的人権を尊重した適正な職務執行ができるようにするため、海上保安学校等において、犯罪被害者等の人権に関する教育を行っている。

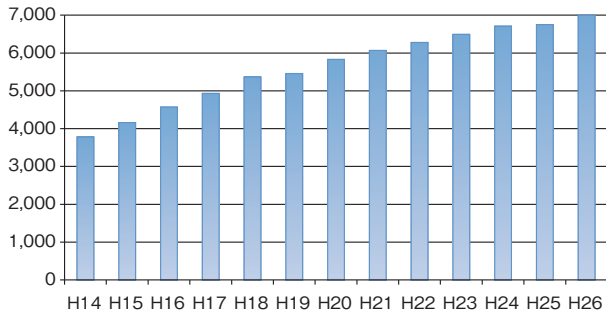
(2) 女性警察官の配置等**【施策番号100】**

警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官によって対応する必要があることなどから、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査の研修を行うなどして性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。

平成26年4月現在、性犯罪事件において、性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定された女性警察官等は、

全国の都道府県警察においては7,022名である。

性犯罪指定捜査員等の推移



年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人数	3,782	4,162	4,572	4,933	5,369	5,459	5,832	6,069	6,280	6,494	6,712	6,752	7,022

提供：警察庁

また、全国の都道府県警察本部の性犯罪捜査担当課に性犯罪捜査指導官の設置を推進しているほか、同課の性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置を図ることなどにより、性犯罪捜査に関する指導体制の拡充を行っており、平成26年4月現在、都道府県警察の性犯罪捜査指導係員は304名、うち女性警察官は142名である。

さらに、性犯罪事件の認知後、証拠採取を行うに当たって、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、証拠採取に必要な用具や当該被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪捜査証拠採取セットを平成26年4月現在、全国で2,974セット保有し、また、性犯罪事件の被害状況の再現を行う際の犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、当該被害者の代わりとして使用する性犯罪被害者捜査用ダミー人形を26年4月現在、全国で1,983体整備している。

このほか、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の積極的な活用や、事件発生時における迅速・適切な診断・治療、証拠採取や女性医師による診断等を行うため、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を提供するための連携の強化等を図り、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

○ 海上保安庁においても、性犯罪等に係る

女性被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っている。

(3) ビデオリンク等の措置の適切な運用

【施策番号101】

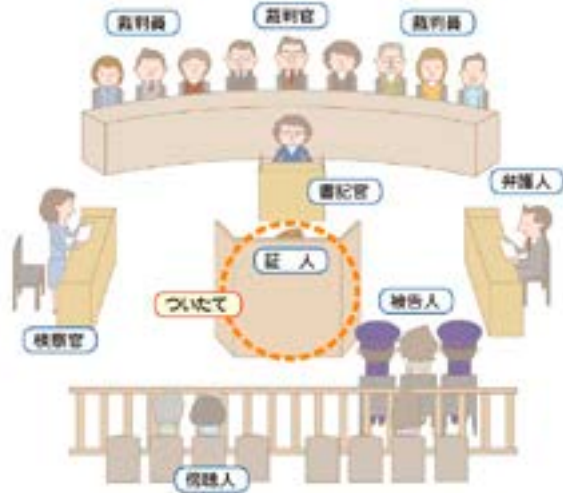
刑事訴訟に関して、法務省においては、犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用について、適切な対応が行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実施状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」にもこれらの制度の情報を掲載している（P72【施策番号117】参照）。

証人への付添い



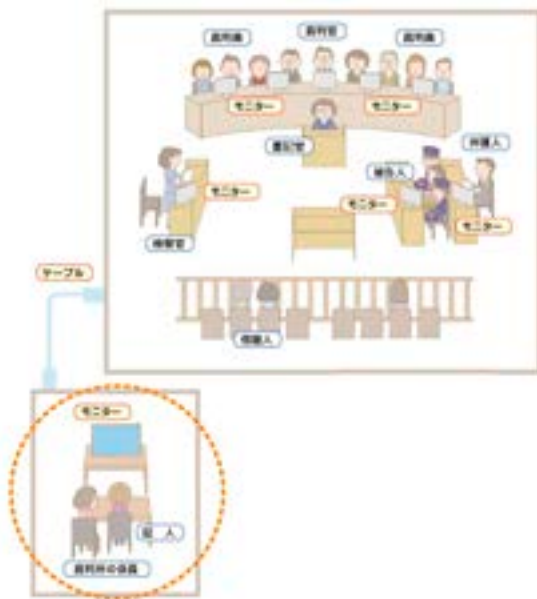
提供：法務省

証人への遮へい



提供：法務省

ビデオリンク方式



提供：法務省

平成26年1月から同年12月までの間に、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ数は112人、証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の延べ数は1,661人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は299人であった。

証人の保護等の状況

年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成22年	102	1,295	261
平成23年	136	1,317	242
平成24年	121	1,757	288
平成25年	116	1,792	278
平成26年	112	1,661	299

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。
- 2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数(延べ人員)である。

提供：法務省

民事訴訟に関して、平成19年6月20日に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「民事訴訟法」が一部改正され、民事訴訟において、犯罪被害者等を証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置を採ることが認められた(平成20年4月1日施行)。

平成26年1月から同年12月までの民事訴訟における付添い回数は14回、遮へい回数は178回、ビデオリンク回数は14回である(いずれも証人尋問及び当事者尋問の数値である)。

(4) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

【施策番号102】

警察においては、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるようにするため、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにするなどして、全国の全ての警察署に「被害者用事情聴取室」を整備している。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番等に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に犯罪被害者等の指定する場所に赴くことができ、犯罪被害者等のプライバシー保護等に配慮しながら必要な事情聴取や実況見分等を行えるよう、移動式被害者用事情聴取室ともいえる「被害者支援用車両」を導入して、犯罪被害者等からの相談や